

大阪市水道事業管理規程第14号

大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程（平成31年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>[削る]</p> <p>(給与の種類)</p> <p><u>第2条</u> 職員の給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当、在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(給与の支払)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p> <p>(給料)</p>	<p>(適用除外)</p> <p><u>第2条</u> 職員については、大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）の規定は適用しない。</p> <p>(給与の種類)</p> <p><u>第3条</u> 職員の給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(給与の支払)</p> <p><u>第4条</u> [同左]</p> <p>(給料)</p>

第4条 [略]

2 前項の給料の月額は、職員が新たに大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）第5条第2項第1号の給料表の適用を受ける者（以下「常勤職員」という。）となったとしたならば受けることとなる号給の給料月額に相当する額とする。

3 大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（令和6年大阪市水道事業管理規程第9号）第19条に規定する昇給日（以下「特定日」という。）に在職する職員（特定日に新たに職員となった者を除く。）が当該職員の任用の期間の始期から特定日の前日までの期間において前項の号給を受ける常勤職員であったとしたならば特定日に同規程第6章の規定により昇給することとなる場合におけるその者の特定日以降の勤務に係る第1項の給料の月額は、前項の規定にかかわらず、その場合にその者が特定日に受けることとなる号給の給料月額に相当する額とする。

（給与の支給日等）

第5条 [略]

（手当）

第6条 職員には、常勤職員の例により、第2条に規定する手当を支給する。この場合において、給与規程第21条第4項中「任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休

第5条 [同左]

2 前項の給料の月額は、職員が新たに給与規程第5条第2項第1号の給料表の適用を受ける者（以下「常勤職員」という。）となったとしたならば受けることとなる号給の給料月額に相当する額とする。

3 給与規程第6条第4項の大阪市水道局長（以下「局長」という。）が別に定める日（以下「特定日」という。）に在職する職員（特定日に新たに職員となった者を除く。）が当該職員の任用の期間の始期から特定日の前日までの期間において前項の号給を受ける常勤職員であったとしたならば特定日に同条第4項から第8項まで及び第10項から第15項までの規定により昇給することとなる場合におけるその者の特定日以降の勤務に係る第1項の給料の月額は、前項の規定にかかわらず、その場合にその者が特定日に受けることとなる号給の給料月額に相当する額とする。

（給与の支給日等）

第6条 [同左]

（手当）

第7条 職員には、常勤職員の例により、第3条に規定する手当を支給する。この場合において、給与規程第21条第4項中「任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休

業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)にあつては、支給単位期間にその者」とあるのは「支給単位期間に職員」と、同条第5項中「任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者」とあるのは「支給単位期間に職員」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第7条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことについての大阪市水道局長(以下「局長」という。)の承認(次に掲げるものを除く。)があつた場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給与額をその者に支給すべき給与の額から減額する。

[(1) 略]

(2) 大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成31年大阪市水道事業管理規程第8号。以下「勤務時間規程」という。)第8条第1項第10号の規定による特別休暇の承認で次に掲げるもの

ア 任用期間における当該特別休暇の承認を受けた期間の数(以下この号において「承認の回数」という。)が任用期間に応じて別表に定める数以下である場合における当該各期間に係る特別休暇の承認のうち当該各

業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)にあつては、支給単位期間にその者」とあるのは「支給単位期間に職員」と、同条第5項中「任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者」とあるのは「支給単位期間に職員」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第8条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことについての局長の承認(次に掲げるものを除く。)があつた場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給与額をその者に支給すべき給与の額から減額する。

[(1) 同左]

(2) [同左]

ア 任用期間における当該特別休暇の承認を受けた期間の数(以下この号において「承認の回数」という。)が任用期間に応じて局長が定める数以下である場合における当該各期間に係る特別休暇の承認のうち当該各

<p>期間の初日から起算して2日を経過した日以後の期間に係るもの</p> <p>[イ 略]</p> <p>[(3)~(5) 略]</p> <p>(6) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年大阪市条例第22号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる場合に準ずる特別の事由があるとして職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1項第12号の規定により行われる職務に専念する義務の免除の承認で、<u>その都度給与が減額されることとなる勤務しないことについての局長の承認として局長が指定するもの</u></p> <p>[(7) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p><u>第8条～第12条</u> [略]</p>	<p>期間の初日から起算して2日を経過した日以後の期間に係るもの</p> <p>[イ 同左]</p> <p>[(3)~(5) 同左]</p> <p>(6) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年大阪市条例第22号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる場合に準ずる特別の事由があるとして職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1項第12号の規定により行われる職務に専念する義務の免除の承認で、<u>その都度局長が前項の規定により定める承認として指定するもの</u></p> <p>[(7) 同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>第9条～第13条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。